「島根県公共工事共通仕様書 特記事項(令和5年度版)」

令和5年6月1日一部改定版

第1条(適用)

この島根県公共工事共通仕様書特記事項は、島根県の実施する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園工事、下水道工事、港湾工事、農業農村整備事業、治山事業、林道事業、漁港・漁場整備事業の工事、その他これらに類する工事の施工に適用し、島根県公共工事共通仕様書に優先するものとする。第2条(追加仕様専項)

共通仕様書に対する追加仕様事項は下記のとおりとする。なお、この追加仕様事項による様式については、次の島根県ホームページhttps://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji info/shiyousho/index.data/tokkijikouyousiki.doc からダウンロードすること。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章		条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	1-1-1-17	工事現場発生品	追-1	現場発生品調書は、現場発生品が有価物である場合のみ提出すること。
1	1	1	1-1-1-18	建設副産物	4,5,6,7	副産物情報交換システム(COBRIS)」((一財)日本建設情報総合センター)に、当該工事に関する必要な情報を登録するとといい。これではいいでは、同システムにより「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、同システムを使用し難い場合には、監督職員と協議すること。 2. 受注者は、監督職員から指示があった場合には、計画の実施状況を監督員に報告すること。 3. 受注者は、工事完了後速やかに、同システムにより「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し監督職員に提出すること。 上記に加え、「資源有効利用促進法」に定める一定規模以上の工事(※)を施工する場合には、同法に基づく手続き等を行うこと。 (※)一定規模以上の工事(どれか1つでも該当すれば対象となる) 【次の規模の指定副産物を搬出する工事】 (1) 土砂:500㎡以上 (2) Co塊、As塊、建設発生木材:合計200t以上 【次の規模の建設資材を搬入する工事】 (1) 土砂:500㎡以上 (2) 採石:500t以上 (3) 加熱アスファルト混合物:200t以上
1	1	1	1-1-1-18	建設副産物	追-1	島根県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税(島根県産業廃棄物減量税)が 課税されるので適正に処理しなければならない。
					追−2	1. 舗装版の切断作業を行う場合、作業時に発生する排水または粉塵については、水質汚濁の防止等のため回収を義務づける場合を除き、回収に努めるものとする。なお、排水または粉塵を回収し現場外へ搬出し処理する際には、適正な処理を行う必要があるため、排水は産業廃棄物の「汚泥」として、粉塵は産業廃棄物の「がれき類」として処理施設へ処理しなければならない。 2. 舗装版切断時に発生する排水または粉塵を回収する場合、「建設廃棄物処理計画書」(様式-2)を作成し、施工計画書に添付しなければならない。なお、排水または粉塵を回収した場合の処理費用については、当初計上していない場合、監督職員との協議の上、設計変更で見込むものとする。
1	1	1	1-1-1-23	 施工管理	8	デジタル工事写真の小黒板情報電子化について
	1		1-1-1-23	心 上官 垤	0	デジタル工事写真の小黒板情報電子化について デジタル工事写真の小黒板情報電子化(以下、「電子黒板」という。)は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体 画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、 現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 受注者は、電子黒板を使用する場合、監督職員の承諾を得なければならない。なお、承諾にあたっては、以下の導入要 件を満足するものでなければならない。

「島根県公共工事共通仕様書 特記事項(令和5年度版)」

令和5年6月1日一部改定版

第1条(適用)

この島根県公共工事共通仕様書特記事項は、島根県の実施する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園工事、下水道工事、港湾工事、農業農村整備事業、治山事業、林道事業、漁港・漁場整備事業の工事、その他これらに類する工事の施工に適用し、島根県公共工事共通仕様書に優先するものとする。 第2条(追加仕様事項)

共通仕様書に対する追加仕様事項は下記のとおりとする。なお、この追加仕様事項による様式については、次の島根県ホームページhttps://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji info/shiyousho/index.data/tokkijikouyousiki.doc からダウンロードすること。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章		条 条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	1-1-1-17	工事現場発生品	追-1	現場発生品調書は、現場発生品が有価物である場合のみ提出すること。
1	1	1	1-1-1-18	建設副産物		1. 受注者は、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無に関わらず、請負金額100万円以上の場合は、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」((一財)日本建設情報総合センター)に、当該工事に関する必要な情報を登録するとともに、同システムにより「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、同システムを使用し難い場合には、監督職員と協議すること。 2. 受注者は上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)し、公衆の閲覧に供することとし、あわせてインターネットに公表するよう努めるものとする。 23. 受注者は、監督職員から指示があった場合には、計画の実施状況を監督員に報告すること。 34. 受注者は、工事完了後速やかに、同システムにより「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し監督職員に提出すること。 5. 受注者は、作成した計画および実施状況の記録を工事完成後5年間(従前は1年間)保存すること。 ※2、3、5については、令和5年1月1日以降契約締結の工事から適用する。 上記に加え、「資源有効利用促進法」に定める一定規模以上の工事(※)を施工する場合には、同法に基づく手続き等を行うこと。 (※)一定規模以上の工事(どれか1つでも該当すれば対象となる) 【次の規模の指定副産物を搬出する工事】 (1) 土砂:500㎡以上 (2) Co塊、As塊、建設発生木材:合計200t以上 【次の規模の建設資材を搬入する工事】 (1) 土砂:500㎡以上 (2) 「2) 「20 「20 「20 「20 「20 「20 「20 「20 「20 「20
1	1	1	1-1-1-18	建設副産物	追-1	島根県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税(島根県産業廃棄物減量税)が 課税されるので適正に処理しなければならない。 1. 舗装版の切断作業を行う場合、作業時に発生する排水または粉塵については、水質汚濁の防止等のため回収を義務 づける場合を除き、回収に努めるものとする。 なお、排水または粉塵を回収し現場外へ搬出し処理する際には、適正な処理を行う必要があるため、排水は産業廃棄物 の「汚泥」として、粉塵は産業廃棄物の「がれき類」として処理施設へ処理しなければならない。 2. 舗装版切断時に発生する排水または粉塵を回収する場合、「建設廃棄物処理計画書」(様式-2)を作成し、施工計画 書に添付しなければならない。
1	1	1	1-1-1-23	施工管理	8	まお、排水または粉塵を回収した場合の処理費用については、当初計上していない場合、監督職員との協議の上、設計変更で見込むものとする。 デジタル工事写真の小黒板情報電子化について デジタル工事写真の小黒板情報電子化(以下、「電子黒板」という。)は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体 画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、 現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 受注者は、電子黒板を使用する場合、監督職員の承諾を得なければならない。なお、承諾にあたっては、以下の導入要 件を満足するものでなければならない。